環境影響評価（環境アセスメント）について

資料2

目　的

私たちの身近にある自然環境や生活環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な事業に対して、予め、事業者自らが、環境影響調査を基に、事業影響による予測・評価を行い、環境保全の見地からの意見を広く聴いた上で、環境により配慮した事業計画をつくり、実践していくことを目的としている。

関係法令

法の手続（今回対象）

- 環境影響評価法
  - 環境影響評価法施行令
    - 環境影響評価法施行規則
- 電気事業法（第46条）
  - 電気事業法施行令
    - 電気事業法施行規則
      - 経済産業省令

条例の手続

- 静岡県環境影響評価条例
  - 静岡県環境影響評価条例施行規則
    - 静岡県環境影響評価条例技術指針

対象事業

※パンフレット参照

法対象事業（13種）

- 第１種事業（アセス必須）
- 第２種事業（アセス実施について主務官庁が判定）

条例対象事業（24種）

- 第１種事業（必須）
- 第２種事業（実施について知事が判定）

対象規模

法（風力発電施設の建設（陸上））

- 第1種事業　：出力が10,000kW以上（今回は4.2万kW）
- 第2種事業　：　〃　7,500kW以上10,000kW未満

環境影響評価手続フロー

配慮書 …

【当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討結果】
重大な影響を受けるおそれがある環境要素に関して、当該事業による影響を検討した結果を示した図書

↓

方法書 …

【環境アセスメント方法の決定】
環境影響評価の項目や調査、予測及び評価手法等を示した図書

↓

準備書 …

【環境アセスメントを実施した結果】
環境保全の見地からの意見を聴くために、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討結果を示した図書

↓

評価書 …

【環境アセスメントの成果品】
準備書に対する知事意見や住民意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直して作成した図書

↓

事後調査計画書 …

【予測結果や環境保全措置等の不確実性に対する検証方法の決定】
工事中及び供用後の環境の状況や環境保全措置の効果を検証するための調査方法等を示した図書

↓

事後調査報告書 …

【事後調査の結果の検証】
事後調査計画書に基づいて、調査した結果を示した図書

環境影響評価方法書に記載される内容

項目	内容	留意事項
1　環境影響評価の項目の選定	環境影響評価の項目 選定理由	・参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定し、その結果を記載する。 ・選定理由、選定しなかった理由を記載する。
2　調査、予測の手法の選定	調査・予測の手法 　調査すべき情報 　調査（予測）の手法 　調査（予測）地域・地点 　調査（予測）期間等 選定の理由	・環境要素等を区分し、調査及び予測手法を可能な限り具体的に記載する。 ・手法の選定には、参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定する。
3　評価の手法の選定	評価の手法 選定の理由	・事業者の実行可能な範囲内で環境への影響ができる限り回避又は低減されているか。 ・環境基準や環境保全施策との整合されているか。

発電所アセスの手引（経済産業省）より

表 6.1-4　環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分 ＼ 影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	騒音及び超低周波音	騒　音	○	○			○
			低周波音（超低周波音を含む。）					○
		振　動	振　動	○				
	水環境	水　質	水の濁り			○		
		底　質	有害物質					
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
			土地の安定性				○	
		その他	風車の影					○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動　物		重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○	○	
			海域に生息する動物					
	植　物		重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○	○	
			海域に生育する植物					
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景　観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物			○		
			残　土			○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		放射線の量					

注：1. ■は、「発電所アセス省令」第 21 条第 1 項第 6 号に定める「風力発電所 別表第 6」に示す参考項目であり、■は、同省令第 26 条の 2 第 1 項に定める「別表第 13」に示す放射性物質に係る参考項目である。
2. 「○」は、対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目として選定した項目を示す。

方法書で選定される基本的な項目

方法書手続フロー

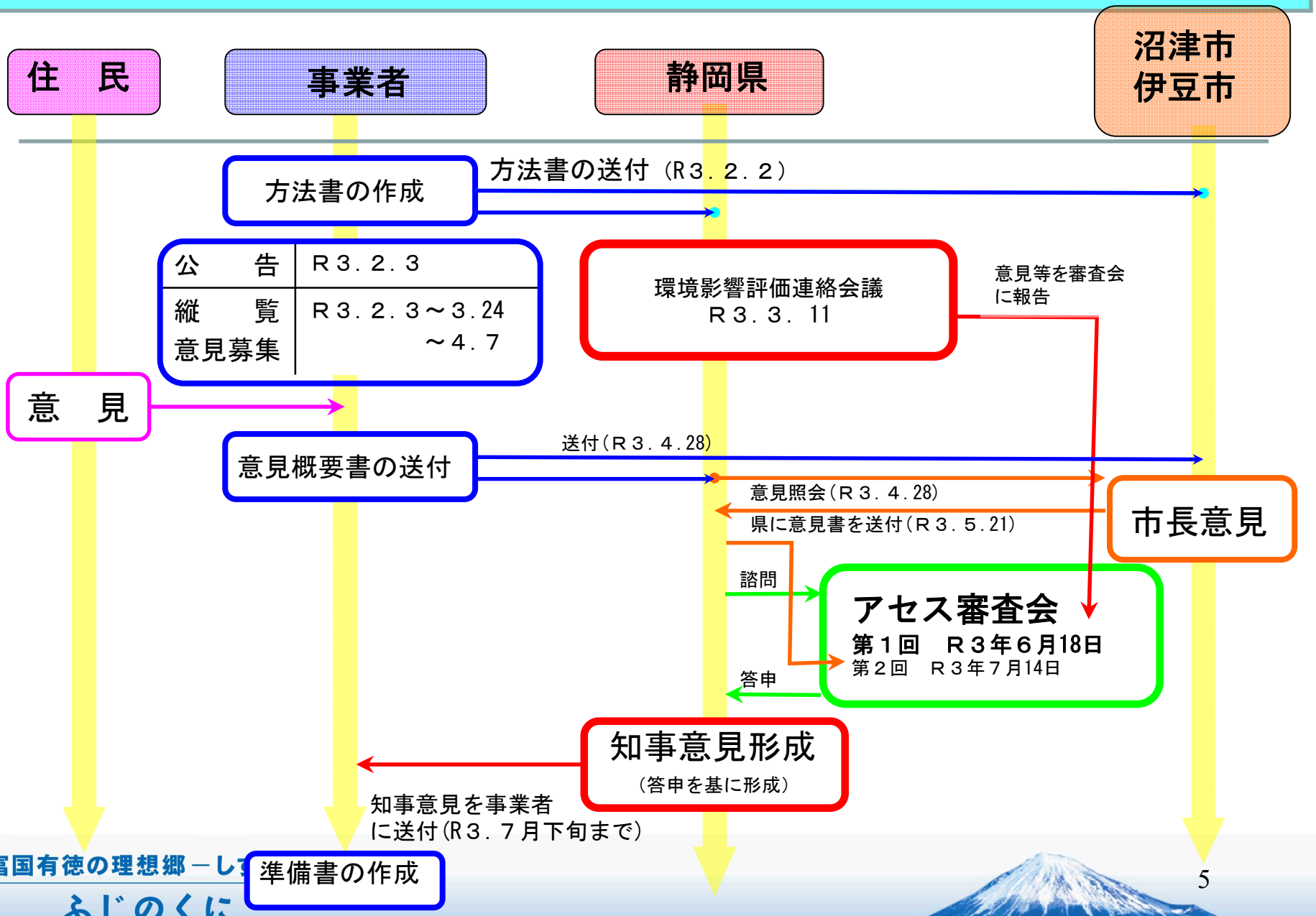
住　民
事業者
静岡県
沼津市
伊豆市
方法書の作成
方法書の送付（R３．２．２）
公　　告
R３．２．３
縦　　覧
意見募集
R３．２．３～３．24
～４．７
環境影響評価連絡会議
R３．３．11
意見等を審査会
に報告
意　見
意見概要書の送付
送付（R３．４．28）
意見照会（R３．４．28）
県に意見書を送付（R３．５．21）
市長意見
諮問
アセス審査会
第１回　R３年６月18日
第２回　R３年７月14日
答申
知事意見形成
（答申を基に形成）
知事意見を事業者
に送付（R３．７月下旬まで）
準備書の作成